

「足場の組立て等特別教育」

足場からの墜落防止対策の強化に関する労働安全衛生規則の改正に伴い、安全衛生特別教育規定の一部が改正され「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務」が特別教育の対象業務に追加されました。(平成27年7月1日より施行)

本特別教育は「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業を除く。)」に従事する作業者に必要となる教育です。

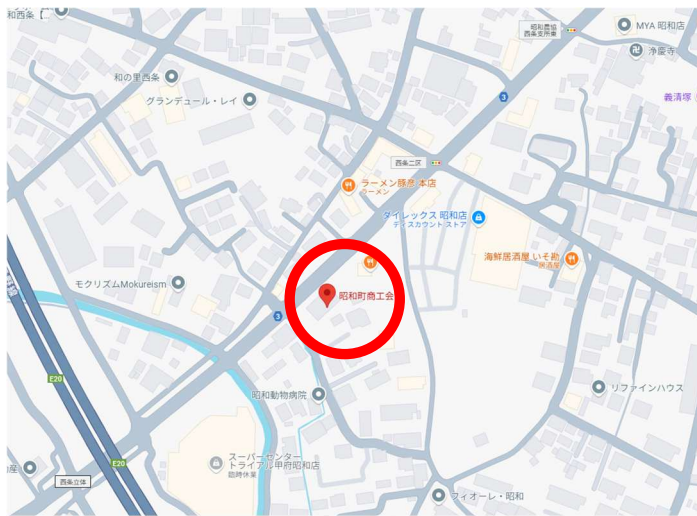
日 程	区 分	時 間	場 所
令和7年 1月20日 (月)	学 科	8:50 ~ 16:10 (受付: 8:30~)	昭和町商工会 会議室2階 中巨摩郡昭和町西条902-1 TEL: 055-275-3344

【受講資格】

- * 18歳以上、日本国籍の方
- * 足場の組立て作業主任者は除く

【受講料】

	会 員 (建災防)	非会員 (建災防)
受講料	9,350円	9,350円
テキスト代	0円	2,000円
合 計	9,350円	11,350円



【定 員】

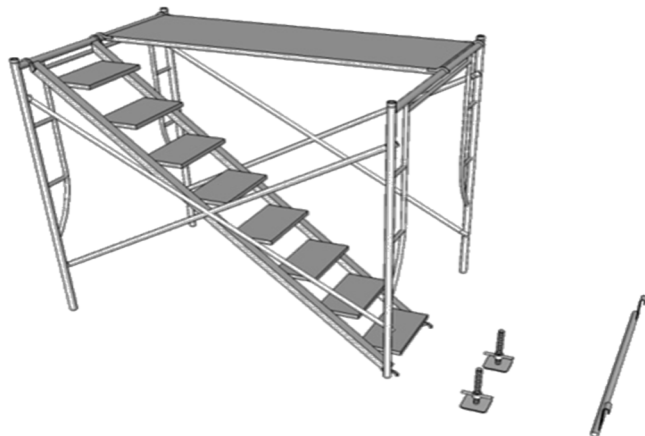
10名 (定員になり次第申込を終了)

【申込締切】

令和6年**12月20日**(金)まで

【注意事項】

- * 申込書時に身分証明書を添付してください。
- * 申込締切日以降のキャンセルにつきましては、受講料の返金できません。
- * 会員区分につきましては、**建設業労働災害防止協会員であり、商工会員ではありません。**
- * 参加人数が定員に達しない場合はやむなく講習会を中止致します。その際は、受講料を返金致します。



お問合せ
お申込み

南アルプス市商工会
〒400-0337 南アルプス市寺部971

☎ **055-280-3730**

足場の組立て等特別教育

足場からの墜落防止対策の強化に関する労働安全衛生規則の改正に伴い、安全衛生特別教育規定の一部が改正され「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務」が特別教育の対象業務に追加となり、平成27年7月1日に施行されました。

本特別教育は「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業を除く。※以下、当該業務とする。)」に従事する作業者に必要となる教育です。

なお、足場の組立て等作業主任者をお持ちの方は上位資格のため当教育の受講は不要です。

カリキュラム概要

学科科目	範囲	時間
I 足場及び作業の方法に関する知識	①足場の種類、材料、構造及び組立図 ②足場の組立て、解体及び変更作業の方法 ③点検及び補修 ④登り栈橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業方法	3時間
II 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	①工事用設備及び機械の取り扱い ②器具及び工具 ③悪天候時における作業の方法	0.5時間
III 労働災害の防止に関する知識	①墜落防止のための設備 ②落下物による危険防止のための設置 ③保護具の使用方法及び保守点検の方法 ④その他作業に伴う災害及びその防止方法	1.5時間
IV 関係法令	①法、令及び安衛則中の関係条項	1時間

◆ 受講料(テキスト代込) ◆

(建災防山梨県支部 会員)	(非 会 員)
¥9,350	¥ 11,350